

阿武郡報

大正六年七月十九日第三種郵便物認可 (毎月一回十五日發行)

阿武郡報

第三十一號

大正八年二月十四日印刷

大正八年二月十五日發行

發行所 山口縣阿武郡役所

山口縣阿武郡萩町

第二千二百六番屋敷

印刷所 萩 磬 海 箱



詔勅

朕明治十四年十月十二日の詔旨を履み立憲の政體を大成するの規模は固より一定する所ありと雖も其經營措置に至ては各國の政治を斟酌して以て採擇に備ふるの要用なるか爲に今爾をして歐洲立憲の各國に至り其政府又は碩學の士と相接し其組織及び實際の情形に至るまで觀察して餘蘊無からしめんとす茲に爾を以て特派理事の任に當らしめ爾か萬里の行を勢こせすして此重任を負擔し歸朝するを期す

明治十五年三月三日

御

璽

奉勅 太政大臣從一位勳一等三條實美

印

〔本詔勅は立憲政治調査の爲め伊藤參議に對し歐州各國へ差遣の勅命也〕

岡村郡長は郡會開會の第一提出議案に就き詳細説明する所ありたるが其の要領左の如し

當通常郡會に提出せる大正八年度阿武郡歲入歲出豫算

大正八年に於ける阿武郡通常郡會は二月六日開會して二月十一日閉會せり

□豫算説明

通 常 郡 會

會 期

書に關し重要な款項目に涉り説明する所あらんとす
大正八年度豫算總高は三萬五千八百五十九圓にして之
を前年度豫算二萬八千四百八十六圓に比し七千三百七
十三圓を增加す之に對する歲入豫算は高等女學校生徒
授業料増額に依りて一千二百七十六圓を得繰越金九百
六十五圓の外縣補助金雜收入其の他の收入を合計計算
し尙二萬六千六百四十二圓を要するに依り之を町村分
賦金として徵收する事とせり前年度の分賦金は二萬一
千三百二十一圓なりしに依り五千三百二十二圓を增加
徵收すべきことゝなれり總豫算額三萬五千八百五十九
圓の内時局の影響に依る物價騰貴の關係上當然増加を
要すべきもの即ち議員吏員職員の旅費増額吏員職員の
臨時手當消耗品及圖書印刷費造林事業費等の増加五千
七十三圓あり議員吏員職員の旅費支給は臨時郡會の協
賛を経て昨年八月以降郡外を三割増郡内を二割増とせ
しも其後尙物價奔騰目下の情勢にては郡内の二割増を
郡外同様三割増とする必要を認め本年二月一日より實
施することとして豫算を編成せり臨時手當も亦均しく
昨年の臨時郡會に於て奏任待遇及判任又は判任待遇以
下小者に至る迄月額二割の手當を支給し來りたるも國
庫支辨の官吏は昨年七月以降縣費支辨のものは既昨年十

二月以降四割増の手當支給の事とせり縣下多數の郡は
縣費支辨同様昨年十二月より四割増支給の事とせるも
本郡に於ては十二月より支給すべき金額の財源困難な
ると一には郡會決議の月即ち本月より支給するを寧ろ
適當と認め別號議案に於て二月三月の二ヶ月分四百二
十九圓を要求し大正八年度豫算に於て臨時手當總額四
千八百四十圓を要求せり之等の經費は物價騰貴に伴ひ
止むを得ざることゝして計上したるものなるも平和克
復と共に若し諸物價舊時的情態に復し今日の生活情況
と其の趣を異にする場合に至らば茲に要求する如く之
を實施するの必要を認めざるに至るべしこれ等は國庫
支辨縣費支辨に準じ措置すべし之より更に主要なる款
項に就き説明する所あるへし

一、會議及議員選舉に關する事項

會議費は郡會議員及郡參事會員費とも如上説明する如
く旅費日當を三割増に改めたると消耗品費等の増加の
爲前年度より九十圓を増加せり本年は恰も現任議員滿
期改選をなすべき年なり即ち本年九月郡全般に亘り總
選舉を行ふべきものなるに依り之に要する立會人出務
日當及印刷費等を見積り郡會議員選舉費として五十九

圓を計上せり

一、衛生に關する事項

本郡内の衛生事項は縣下各郡に比較し今尙良好なる成
績を擧ぐるに至らず本職赴任後公衆衛生の發達衛生事
務の改善に就き格別督勵に努めつゝあるも未だ以て十分
なる成績を見るに至らざるは日常遺憾に堪へざる所
なり大正七年は大正六年に比較し幾分成績良好に赴さ
たるが如きも傳染病患者の多きこと縣下屈指の郡とし
て數へられつゝあり今後尙各町村に亘り一層衛生思想
の鼓吹保健衛生の發達を促さんとするには衛生展覽會
の普及徹底を圖るの必要なるを認め八年度に於ても尙
引續き數ヶ所に衛生展覽會を開設すべく費金百十圓を
要求せり看護婦養成のことは郡内の實情に照らし特に
必要なう當郡會に於ても屢々其の必要なることを要求
せられたり本職又其の必要を認め可成便宜の方法を講
じ郡内二三ヶ所に交互看護婦養成講習會開設の心組を
なしたるも昨年十月縣より從來の方針を改めて短期講
習を廢し將來看護婦の講習は之を一年以上とし正看護
婦の養成に力を致すべく短期講習は之を開かしめざる
ことに改められたるに依り止むを得ず其の短期講習の

計劃を中止することゝなせり偶々當萩地には昨年十月
より一ヶ月講習となし正看護婦を養成する縣方針と同
一の目的を有する看護婦講習所なるもの設置せられた
り郡は其の講習所に助力を與へ十分所期の目的を達せ
しめて郡内に優良なる看護婦を配置せしむべく臨時部
衛生費を新設して看護婦講習所に年々八十圓宛補助費
を交付することゝなせり

一、教育に關する事項

教育費は總体に於て前年度より一千五百九十一圓を増加
せり其の増加の主なる理由は教員給の増加及給仕門衛
小使給の増加と消耗品費の増加及教授用の器械器具並
に圖書購入に關する資金の増加したるに由る本郡立實
科高等女學校の教員給及經費の割合等は縣下他郡の高
等女學校に比し最も低額なるもの也前年度の豫算は校
長以外の教員給平均月俸額三十五圓にして縣下の最下
位に在り斯くては教員優遇の途を講ずる上にも差支あるのみならず欠員を生じたる際新に良教員を他より求
めんとする場合甚しく困難を感することあるに依り大
正八年度に於ては是非とも相當増額せざるべからず校
長よりは平均月俸額を四十圓となすべし様要求せり如

阿武郡報

何にも最もなる要求と信じ種々と考究を重ねたるも斯くては餘りに豫算の増加せんことを恐れ考慮の結果平均月額を三十八圓とし要求することせり給仕門衛小使炊婦等の給料は物價騰貴の上當然之を増加せざるを得ず教授用器械器具の不足に就きては特に力を致さるべからざるものあり棟舍は舊南園御殿を除くの外他ば悉く久原家よりの寄附に依り建築せるものにして輪奐の美縣下有數のものなりとの定評あるが如きも仔細に之を觀れば尙二三教室の増築を要するものあるのみならず而かも教辨不足に至りては更に驚くべきものあり理科に關する教辨の不足は勿論地理歴史家事裁縫等の教辨類に貧弱なり之等不足の教辨を備へんとするには少くも二千圓以上の費金を要すべし學校教育の効果を確實ならしむるには其の必要な豫算を要求して速に設備の完璧を期せざる可らざるも郡經濟は一時に多額の支出を許さるに依り學校側に於ても十分それ等の支出を許さるに依り學校側に於ても十分それ等の事情を考慮し特に必要なものみを選びて要求し來り本職も亦更に十分學校長とも此等の研究を周到にして最も必要なりと信じたる経費のみを積算し備品費に於て四百六十四圓を増し圖書費に於ては八十九圓を增加せり

行せらるべき徵兵検査の際受驗壯丁に對し學力試験を課し成績調査をなし教育上重要な参考材料となしつゝあり其の試験施行に當り任命せる調査委員に手當支給を爲すの要あるを認め大正八年度より壯丁學力調査臨時部に於ては教育補助費に百三十五圓を増加せり阿武郡教育會補助費に二十圓を増加し益々青年團の發達に貢獻せんことを慾慮し更に大正八年度より萩修善女學校費に對し年々百圓宛補助をなすべく私立學校補助費なる費目を新設し之を要求せり

一、勸業に關する事項

經常部に屬する勸業費は總額八千五百七十六圓にして前年度に比し千七百二十三圓を増加し臨時部に屬する勸業費は總額三千五百三十六圓にして前年度に比し三百三十八圓を増加し合計二千六十一圓を増加せり勸業費は郡豫算中教育費と共に重要な地歩を占ひるものなり大正八年度の豫算に於ては吏員の待遇上俸給増加及旅費支給増加に依り約千五百圓を増加せる上養蠶業の發達振興を策するため大正八年度以降新に農業技手一人の増員企て之に要する費金約八百圓を要求せり

し校費の全体に於て千九百八圓を要求したるも他に多少の増減ありたるため差引高等女學校費の總數に於て一千四百二十二圓を増加せり

萩圖書館費は概ね前年度と大差なきも職員優待の意味に於て第一日俸給に於て三圓を増加し紙價印刷費の騰貴に伴ひ圖書の價格著しく昂騰せる爲め圖書購入費吾圓を壹圓に改め圖書館費の總額に於て廿圓を増加せり學事諸費の内獎勵費中從來小學校兒童賞與金なるものを設け小學校兒童の優良なるものに對し學年末賞與を與へ獎勵する所ありしが近時實業補習學校の發達著しく一層その成績を向上せしめざるべからざるものあるに依り小學校兒童同様優良ある實業補習學校生徒にも均しく表彰の途を講ずるの要あるを認め小學校及實業補習學校生徒賞與金として百五十圓を計上せり昨年の通常郡會に於て小學校聯合體育會に於て優勝團体に優勝旗の交付をなすべく相當費金の要求となしるも其後校長集會及町村長集會等に附議し十分研究を重ねしに優勝旗の授與は却つて競争劇甚に陥ることあるに至らんことを恐れ郡會の議決を経たるに係らず之を中止することなせり第三目の調査費に於て壯丁學力調査費なるものを新設し三十圓の豫算を掲げたり年々施

我阿武郡の養蠶業は年次順調なる發達を見最近の調査に於て郡内の飼育戸數三千四百三十戸收繭數量三千石を數ふるに至りたるも之を先進地方に比較し甚しき家庭あるは遺憾とする所なり本職が豫て熱望せし製絲會社設立の事は東京賀田金三郎氏及郡内有力の人々の盡力に依りて遂に本年一月五十萬圓の資本を以て當萩一大製絲會社設立の事實現すべきことなり養蠶獎勵上強大なる力を加ふるに至れり製絲會社の設立が地方蠶業の發達に偉大なる力あることは多數の實例之を証して餘りあり玖珂郡に義濟堂あるがため大島郡に神崎製絲工場のあるが爲め較近數年特に著しく養蠶業の發達を見我阿武郡昨年の收繭總額三千石に對し玖珂郡に一萬石大島郡に四千四百石を產出し尚盛に發達しつゝあり此頃蠶絲業に就き最も發達せる先進地方の情況を調査せしに愛知縣丹羽郡は一郡にして一ヶ年の收繭石數五萬八千石同縣渥美郡は五萬二千石愛媛縣北宇和郡は四萬三千石島根縣旗川郡は四萬石山形縣東村山郡は三萬七千石山形縣内には一箇村のみにて優に三千石即ち本郡全体の產額以上を產出する地勢からざる趣なり最近愛媛縣內務部長よりの回答に依れば愛媛縣内には大正四年五年六年に亘り製絲工場著しく増加し現今縣下

阿武郡報

全体に百九の製絲工場を有し製絲釜の總數七千釜を數ふるの盛況にして製絲工場の勃興と共に養蠶業の發達併行しつゝあることを証明し居れり本職は我が阿武郡をして遂に斯くの如く最も盛なる養蠶郡にせんとするの意嚮にはあらざるも郡内到底の處栽桑養蠶の業に適し農家の現情に察するも副業として之を獎勵するに發達の餘地甚だ大なるものあるを信じて疑はず此機會に於て一段の力を加へ大いに郡内養蠶業の發達を策せんとするものなり馬淵知事時代に産業政策所謂生産調査十年計畫は大正十三年に至り養蠶戸數を六千戸收繭石數を八千九百石に上さんとするものなるも萩地に一大製絲會社設立の事となり繭の需用著しく増大し加ふるに製絲會社の附帶事業として蠶種三萬枚製造の計劃確立するに至らば郡内の養蠶業は獎勵を俟たずして發達の機運勃興するに至るべきも獎勵上最も考慮を費さるを得ざるの時機なることを知らざるべからず郡は即ち此の大切なる機會を捉へ最も穩健にして順調なる發達を遂げしめんとするには一人の養蠶業擔當の技術員と設置し居るの外更に一人の技術員を増置するの必要を痛切に感じ居れり養蠶業の發達は理想として一地方に

濃厚ならしめんよりは寧ろ郡内各町村到る處に普及せしめ一戸當りの收繭數量を最も多からしめんよりは寧ろ飼育戸數を現在の三倍にも四倍にも上すべく多數の飼育戸數を得んとするに努め獎勵の事は桑の作り方蠶室蠶具の改良より飼育の方法に至るまで最も深切に實地の指導に努め尙進んで女子實業補習學校及小學校の上級生徒にも之を飼育せしむる迄に徹底的獎勵を加ふべく一面縣が獎勵せる玉繭屑繭より原料を探りて織出すべき大内紬防長紬なるものをも養蠶技術員の獎勵に依り郡内の產物として盛んに之を産出するに至らしめんことを期せり養蠶業擔當の技術員を増置せんとする郡長提案の趣旨を十分に諒解せられんことを望む勸業補助費中新に畜產組合補助費漁業組合聯合會補助費なるものと新設し各三百圓宛を計上せり又漁業組合聯合會の補助費は本年佐々並村に家畜市場を建設すべきこととなりし補助費中には見島避難港設計調査費に對し百圓を補助し二百圓は延繩餌料供給獎勵の爲め補助費を交付することとしたるもの也見島沖合は本邦中稀に見る好箇の漁場なりと聞く今後盛に漁業の發達を獎勵するには是非とも日本海の中央に位せる見島に完全なる避難港を

備ふるの必要あり昨年十二月通常縣會に於て港灣調査費あるもの決議せられたるも調査に要する船舶人夫諸材料等の費金は地方に於て負擔せざるべからず郡は其の資金の一部として郡費より百圓を漁業組合聯合會に補助し聯合會は所在地の見島村と協議し縣の設計調査に遺憾なきを期せしめ速に多年の懸案たりし見島避難港修築の事業を完成するに努めしめしめに勤業獎勵費中の副業獎勵費には新に山葵の栽培獎勵費と萩の名産たりし長門筒の復興獎勵をなさんどし之に三十圓宛の獎勵費を計上せり

一、地方改良事業ニ關スル件

地方改良事業は本職が官界の生活中最も因縁の深き事業にして而かも趣味あるものにして殆んど自己の生命とも云ふべきなり本職が本郡に赴任してより茲に五年其の間郡内各町村を巡回し事務の視察をなしたる事四回一回は一回を加ふる毎に地方一般の情勢漸次良好なる成績を挙げつゝあることを目睹し而も昨年中の巡回に於て著しく自治事務の發達せるものあるを痛感し衷心の欣快誠に禁ずる能はざるものあり町村役場に於ける事務整理は記録簿冊の整理を始めしめ會計事務の整

理に至る迄面目を一新せるものあり之れ偏に郡内町村長各位の熱心なる努力に依るは勿論町村會議員區長其他町村内有力の人々の助力貢獻に基くものと信じ日常感謝しつゝある所なり曩に本郡に於て表彰規程を制定し優良村及地方改良上の功勞者等を表彰せしに其の影響良好にして地方に刺戟を與へ自奮自覺の風を加へたること渺からざるものあるが如し現に郡内廿七ヶ町村中最も優良なる事績を挙げつゝあるもの少くも三ヶ村を數ふべしやがて縣の表彰を受け更に内務大臣の表彰を受くるに至る者あるに至るべし縣下二百廿五ヶ町村中優良なる町村十五を數ふるとせば我阿武郡内の三優良村は確かにその數に加へ得る者と信す尙其の他の町村中にも殆んどこの優良村の壘を摩せんとする迄に發達せる町村少しだとせざるなり納稅の成績に就きては殊に顯著ある成績を挙ぐるに至れり町村稅戸數割附加稅のみに就て云ふも大正二年度に於ては滯納者五千二百人大正四年度には六千二百七十三人大正六年度には尙三千二百八十五人の多數を數へしに大正七年度中の後期に至りては其數著しく減じて僅かに百八十二人の少數に激減せり尙廿七ヶ町村中完納の實績を挙げ居るも

の國稅に廿四ヶ村縣稅に十二ヶ村村稅に十一ヶ村村稅戸

阿武郡報

數割附加稅に於て十八ヶ村の多きを數ふるに至れり。本年一月町村長集會の際種々に審議研究し大正八年中に是非とも全郡を通じ滞納者一人もなき様に努め誓つて全郡完納の實績を貫行し得るに至らん事を期せり。斯くの如く各方面に涉り著しく改善進歩の實績を挙げ得るに至りたるは心中極めて愉快に感ずる所なるも物には波動的の現象あり一張一弛の事免かれざることなるに依り此上尚十分なる注意と努力とを加へ更に一層優更なる成績を挙げん事を期しつゝあり地方改良事業費の内前年度に於ては地方中堅人物養成講習會なる名目の下に豫算を要求せしも昨年の郡會に於て其の名目の事に就き種々議論のありたるともあり本年度は之を青壯年團幹部養成講習會改めたり中堅人物の養成と云ふも青壯年團幹部養成と云ふも其目的内容に於ては毫も異なる所なし又地方改良を策する上に於て神職僧侶の活動を促すこと大切也。阿武郡神職會は大正五年に於て設置せられ阿武郡佛教團なるものは昨年十月十七日神嘗祭の佳節を以て創設せられたるもの也。神職會と云ひ佛教團と云ふも何れも力を地方改良の事に致し社會公共の事に盡力せんとするものなるが故郡は之れに助力聲援を與へ大に精神界に活動するに至らしめんとし

郡内の情勢一縣一國の大勢を談じ向上の氣分を助長發達せんと考へ居れり若し本職自ら巡回する能はざる場合には縣農會又は縣廳より講師の派遣を求め場合に依りては二三町村を聯合せしめて之をを集め誘掖指導することゝすべし之を要するに郡内自治民育の事は報德會の發達と共に近時著しく進歩發達の道程に向ひ誠に喜ぶべき機運を作興しつゝあることは同慶に堪へざる所なり以上説明せし如く大正八年度の總豫算額は之を前年度に比し七千三百七十三圓の増加を見るに至れり。郡の發達を促すには積極の方針を探りて進まさるべからざることゝなせり。電文左の如し

□賀表捧呈決議

二月十日會議の弊頭に於て本年の紀元節は恰も憲法發布滿三十年の紀念日に相當するを以て郡會は之に對し賀表を捧呈すべく一同起立満場一致之を議決し宮内大臣宛發送すること

第三十一號

山口縣阿武郡會議長

正六位勳四等 瀧口吉良

東京宮内省

宮内大臣波多野敬直殿

茲ニ本郡會ノ決議ニヨリ十一萬ノ郡民ヲ代表シ憲法發布滿三十年記念ノ佳辰ニ當リ謹ミテ 皇運ノ隆昌ト邦家ノ安泰ヲ祝シ奉ル臣吉良誠恐誠惶頓首再拜
右御執奏ヲ乞フ

□郡會議員永年勤續者表彰

二月十一日紀元節の佳辰をトし郡會閉會式終了後本郡々會議員中永年勤續者に對し表彰式を舉行せり。當日表彰の光榮に浴したるものは郡會議長瀧口吉良及名譽職參事會員金子秀藏にして表彰文並事蹟の概要左の如し

△表彰文

阿武郡會議長

正六位勳四等 瀧口吉良

明治二十九年大地主郡會議員ニ選ハレ同三十二年更ニ郡會議員トナリ重任今日ニ至ル識見徳望常ニ高ク每期

臨時部に於て地方改良事業補助費なるものを新設し兩者各七十圓宛を補助する事とせり。尚地方改良の成績を現實し町村自治の開發を徹底的ならしめんとするには區長の訓練をなすを最も大切なもののなりと信じ大正八年度の豫算編成に就きては此點に關し特に留意する所ありたり。郡内區長の内一部には優良なる區長と信すべきものあるも多數は未だ以て良區長と云ふ能はざるものあるが如し。折角に町村長の努力奮闘に依り面目一新の機運に向ひたりと雖も地方の中堅として活動すべき區長に其の人を得ず十分徹底的の働きをなすもの少數なるが如きは町村根本的開發進歩困難あり愛知縣額田郡に於ては昨年中郡内全部の區長と集め區長懇談會なるものを開き山崎延吉氏及縣の理事官等を招きて充分區長の訓練に資せんとし最も有益ある會合を催ふしたりとの事也。町村自治の根蒂を固め地方改良事業の根本的發達を期せんとするには區長と訓練し區長の智識を開發する事極めて必要なり此の精神に依りて大正八年度に於ては區長懇談會なるものを催みしその目的を達せんことを計畫せり。開催の方法は出來得丈本職自ら各町村を巡回し各町村に區長其他のものを集めて區長懇談會なるものを設け實際的方面より區長の責務を説

阿武郡報

推サレテ郡會議長トナリ郡政ニ參與スルコト前後實ニ二十有四年益々内外ノ信賴ヲ享ケテ郡治ノ伸展ニ努力シ又克ク自治公共ノ事ニ力ナ致シ殊ニ教育産業ノ開發ニ貢献スル所歎シトセス仍テ茲ニ銀盃壹組ヲ贈リテ其效績ヲ表彰ス

大正八年二月十一日

山口縣阿武郡長從六位勳六等岡村勇二

阿武郡名譽職參事會員

正八位金子秀藏

明治三十二年選ハレテ阿武郡會議員トナリ爾來重任今日ニ至ル在職年數實ニ滿二十年其間恪勤精勵毫モ倦怠ノ色ナク屢々名譽職參事會員トナリ常ニ郡治ノ伸展ニ力ナ致シ又克ク地方自治公共ノ事ニ竭シ殊ニ漁業ノ發達林野問題ノ整理教育事業ノ振興ニ貢献スル所歎シトセス仍テ茲ニ銀盃壹組ヲ贈リテ其效績ヲ表彰ス

大正八年二月十一日

山口縣阿武郡長從六位勳六等岡村勇二

事績概要

阿武郡會議長

正六位勳四等瀧口吉良

ノ發達伸展ニ貢献セル所歎シトセサルナリ、殊ニ郡會議事堂ノ建築、萩尋常中學校ノ擴張、郡立圖書館ノ建築、郡立實科高等女學校ノ建築擴張及大典紀念林ノ設置ニ關シ盡力セル事永ク忘ル、コト能ハサルモノナリトス、而シテ郡立圖書館ノ設立ニ就キテハ、菊屋剛十郎氏ト共ニ多額ノ費金ヲ投シテ之ヲ建築シ、永ク地方教育ノ振興ニ資セントシテ郡ニ寄贈シ、高等女學校ノ建設ニ關シテハ郡當局ト謀リテ慎重事ナ處シ、實科教養施設ノ大本ヲ定メ、増山宗史氏ト共ニ屢々久原家ニ往來シテ校舍建築ノ方策ヲ樹テ、又學校經營ノ基礎ヲ確立セムトシ、實科高等女學校基金設置ノ事ヲ提倡シ率先金壹千圓ノ寄附ヲ申出ツル等、郡ノ爲メニ努力セル所誠ニ多シ、公共ノ事ニ私財ヲ投シテ客マサルコト獨リ郡ノ爲メニスル所アルノミナラス、嘗テハ萩區裁判所明木出張所廳舍ニ修飾ヲ加ヘ堅牢ナル登記簿置倉庫ヲ新築貸付シ或ハ自己所有ノ家屋ヲ無料貸與シテ村避病院ニ提供シ、日露戰役ノ紀念トシテ村立圖書館ノ建築ニ多額ノ金品ヲ寄附シ今上陛下御即位ノ紀念トシテ小學校々庭ニ光華臺ヲ築キテ之ヲ寄附シ、今又近ク村計劃ノ忠魂碑建設ニ多大ノ聲援ヲ與フルモノナルヲ始メ、或ハ先輩諸公ト共ニ松下村塾ノ保存ニ努メ

明治二十九年十月、大地主郡會議員ニ選ハレ阿武郡會議員トナリ、山口縣知事ヨリ阿武郡名譽職參事會員ニ選任セラル、當時郡會ニ於テハ郡長ナシ以テ議長トシ、議員ノ互選ニ依リ議長代理者ナ定ムルノ規程ナリシヲタルモノアリ、其說載セテ貴族院多額納稅者議員團ヨリ刊行セシ納稅議員月報ニ在リ、後明治三十二年ニ至リ郡制ノ改正行ハレ、議長ハ議員ヨリ選舉スヘキコトナレリ、其改正郡制ノ施行ニ丁リ衆望ヲ荷ヒテ更ニ阿武郡會議員ニ當選シ、爾來重任今日ニ至ル、識見德望常ニ高ク、毎期推サレテ郡會議長トナリ、在職實ニ二十有四年ノ久シキニ及ブ、其ノ間議長トシテ郡政ニ參劃レ、能ク其ノ職責ヲ重シ、不偏不黨公明事ヲ處シ、議場ノ整理議事ノ裁斷每ニ宜シキニ適ヒ、未ダ嘗テ辯難攻撃ノ聲アリシナ聞カス、眞ニ之レ良議長トシテ内外ノ敬服推賞ヲ受クル亦故アリト謂フヘシ、而シテ議員トシ議長トシテ、多年郡ノ重大事件ニ干與シ郡民ノ應待接遇ノ事ニ留意シ、役場ノ構造ヲ土間式トナス等就職後專ラ庶政ノ改良刷新ニ努力シ、面目ヲテ明木村長トナル、當時早クモ時勢ノ趨ク所ヲ察シ、新セリ、後チ職ナ人ニ讓リタルモ一面村會開設ノ當初ヨリ引續キ村會議員トナリ、勤績今日ニ至ル村内公共ノ事大小トナク必ズ之ニ與ラサルナク、一村ノ啓發民風ノ作興、其ノ德風化導ニ基クモノ極メテ多シ

明治二十一年縣會議員ニ當選シテ以來、同三十七年ニ貴族院議員タルコト七年、衆議院議員タルコト二回、國政ニ參與スルコト前後ヲ通シ十有二年其ノ間日清日露ノ二大戰役ニ際會シ功ヲ以テ勳四等ニ叙セラレ、又貴族院議員タルコト七年、衆議院議員タルコト三回ノタル、明治三十三年佛國巴里博覽會ノ開設ニ際シ農商

務省ノ嘱托ヲ受ケ、歐米各國ヲ巡歷シテ經濟狀態ヲ視察シ商工業ノ調査研究ヲ爲シ得ル所アリ、曩ニハ米價調節調査會委員トナリ、近クハ又臨時國民經濟調查會委員ニ舉ケラレ、國家ノ政務ニ參與シ、或ハ又帝國農會議員、評議員、防長教育會評議員、山口縣農會長等ノ重職ニ膺リ、公共的事業ニ努力スルノ外銀行會社又ハ各種組合事業ニ干與シ、盡瘁スル所歎シトセサルナリ、御即位御大典ニ際シ正六位ニ叙セラル、蓋シ之れ多年功績ノ顯彰ニシテ積善ノ餘慶洵ニ家門ノ榮譽ナリト謂フヘシ

大正八年二月十一日

阿武郡長 岡村勇二 誌

阿武郡名譽職參事會員

正八位 金子秀藏

明治十五年阿武郡宇田、木與兩村用掛トナリ、同十七年一月、宇田、木與惣郷三村戸長役場用掛トナリ、同二十三年十月宇田郵便局長ニ任セラレ、同四十三年十二月勤續二十年ニ達シ、其ノ勞効勳カヲサルヨリ正八位ニ叙セラル

明治三十一年七月郡制改正ニ丁リ、同年十月阿武郡會

議員ニ當選、滿期改選ノ都度膺選今日ニ至ル、明治十四年十月阿武郡名譽職參事會員ニ當選シテ引續キ其ノ職ニ在リ、現行ノ郡制施行以來年ヲ閱スルコト茲ニ二十年、我阿武郡會史ニ燦タル光彩ヲ放チ、二十年ナルノミ初任以來郡會ノ開設正ニ二十八回、此總日數九十七日、其ノ間病氣又ハ已ムナ得サル事故ノ爲缺席セルコト僅ニ十七日ニシテ、參事會員就任以來回ナ重ヌルコト十八回、缺席亦僅ニ五日ニ過キス精勵克ク郡治ノ上ニ貢献シ、幾多重要事業ニ對シ協賛帮助シ、功勞顯著ナリ

明治二十五年四月、宇田郷村會議員ニ當選シ、村民ノ信望厚ク改選毎ニ重任ノ榮ヲ荷ヒ、勤續今日ニ至ル在職正ニ二十有八年其ノ間克ク村理事者ヲ補佐シ、常ニ一村ノ圓滿ト事業ノ進展ニ努力スル所アリ、又各種ノ委員ニ選ハレテ盡瘁スル所歎シトセス、就中第十六號假定縣道改修ニ際シテハ、道路委員トシテ關係村ト折衝シ之カ完成ニ努力シ、小學校及役場改築ニ際シテハ建築委員トシテ諸般ノ勞ヲ客マス林野整理ノ委員トシテハ多年ノ懸案タル村有林野ノ整埋ヲ全フシ、常ニ漁業ノ發達ト漁民ノ救濟トニ力ヲ致シ、或ハ漁業組合資

□町村長集會

二月十四日十五日の二日間郡内町村長集會を開催し當日郡長より指示したる事項其の他左の如し

指示事項

本年通常郡會の協賛を経たる大正八年度郡施設經營事業の梗概を茲に抄録す各位之と相俟ちて町村施設の完壁を期し地方行政の進歩發達に貢献せられんことを望む

一、郡吏員の派遣

建築土木吏員は前年度と同様町村土木建築工事の設計若くは監督の任に膺らしむ旅費は派遣申請町村の負擔たること前年と同じ

二、衛生事業の施設

衛生思想の喚起普及に資する爲め前年と同様郡内四ヶ所に衛生展覽會を開催し益々公衆衛生思想の喚起に努め傳染病患者豫防撲滅に一段の力を加へんとする

本年よりは看護婦養成規程廢止せられ短期看護婦講習會開催されざることなれり故に萩看護婦講習所々費に對し金八拾圓を補助し助成することせり町村に於ても財政の許す範圍に於て生徒の食費補給の途を講じ一朝傳染病發生の際に雇入れ得へく契約し

置かれたし

三、地方改良事業の施設

(1) 青壯年團幹部養成講習會開設

大正八年度も前年度同様青壯年團幹部養成の目的を以て萩町附近に青壯年團幹部養成講習會を開設せんとす各町村より一名乃至二名を限り一人に對し少くも六圓の講習費補給をなし相當人選ありたし

(2) 區長懇談會開設

大正八年度に於ては各町村區長訓練の目的を以て各町別又は數ヶ村聯合し區長懇談會を開設し成るべく郡長自ら出張し止むを得ざる場合は他より適當の講師を聘し區長を中心とし親しく懇談を交へ區長の執務町村開發の事に涉り改善刷新の實を擧くるに努力せんことを期す各位此の意を諒し盡力せられんことを望む

(3) 優良團體及功勞者の表彰

益々優良の團體及功勞者を簡拔選獎し地方行政の伸展に資せんことを期す

(4) 視察獎勵

町村長中より二名を選びて之に東京地方の視察を

四、郡報の發行

郡報の發行に就きては十分周到なる注意を加へ編纂する所あり今後益々有益なる材料の蒐集に努め地方行政の伸展に資せんとす

五、郡史編纂

大正七年度に於て郡史編纂に着手せるも史料蒐集上大正八年度に完成の止むなきに至れり故に曩に照會せし項目に基き成るべく多數の史料提供を望む尙此機會よ於て各町村及各種團體史の編纂を完了せられんことを望む

六、神職會及佛教團補助

地方改良事業及感化救濟事業の徹底實行を期せしめんとし大正八年度より神職會及佛教團に對し各七十圓宛の補助を交付せんとす神職會及佛教團の催すべき地方改良講演會に就きては十分なる助力を與へられんことを望む尙佛教團支部の組織を助け且つ佛教團支部の行ふべき免囚保護事業に對しては町村費より相當補助の途を講せられたし

七、教育事業の施設

(1) 實科高等女學校の經營

(4) 學事視察
大正八年度學事視察費金二百十五圓を計上す本年は郡内校長十五名を選び香川、愛媛兩縣に於ける教育全般につき調査せしむることより一人金八圓を支給すると共に別に校長を除く外の訓導十五名を選び一人金三圓を補給し山口師範學校及縣下優良學校に於ける教授事項につき調査研究せしむる豫定なれば町村にても校長には十二圓以上訓導には五圓以上の旅費補給を豫算に計上せられんことを望む

(5) 教育調査委員會

教育調査委員會の開催並小學校兒童學力調査等の施設は前年と同様繼續することより而して學事諸費中大正八年度に於て新に壯丁學力調査費を計上せり徵兵検査の際に於ける壯丁學力調査に關し調査委員を任命せんが爲めなり

(6) 小學校兒童及實業補習學校生徒表彰

從來優良ある小學校兒童に對し表彰の途を講し學事の獎勵に努めつゝありしが大正八年度よりは更に之を擴張し實業補習學校の生徒にして小學校兒

(2) 圖書館の經營

郡立萩圖書館の經費總額は一千五百三十圓なり從來圖書の購入費は五百圓と定め居りしも時局の關係上圖書の價格昂騰せると一面有益なる圖書購入を潤澤にし巡回文庫の內容を充實せしめんとし大正八年度より購入圖書費を六百圓となせり而して萩町に於て夏期臨時圖書閱覽所を設け夏季休業中閲覽の便を得せしむること前年と同様なり

(3) 小學校兒童聯合體育會

大正八年度に於ても前年同様開會すべきに依り前

阿武郡報

(7) 童同様操行善良學力優秀出席佳良にして他の模範たるもの表彰すること、し小學校兒童及實業補習學校生徒賞與費金百五十圓を計上せり

(7) 教育會補助

教育會補助は四百圓にして同會に於ては大正八年度に於て理科講習會及郡青年團總會、通俗講話會等開設の豫定なれば各位は相當援助せられんことを望む

(8) 就學及出席獎勵

前年同様百五十圓を計上し以て貧困者の子弟にして精勵せるもの及び一部落にして全兒童の出席優良なるものに對し獎勵の意味に於て金員を補助すること、せり

八、勸業の施設

(1) 畜業技術員増置

製糸會社の成立と相俟ちて益々養畜業の發達を圖る爲め畜業技術員一名を増置し一層周密なる指導に當らしむ

(2) 豊表製造獎勵

豊表製造獎勵の爲め左の方法を探るものとす

(イ) 模範部落の指定(約十戸)

る場合には申請により褒賞狀を授與す

(7) 夏蜜柑栽培試験

萩町二ヶ所椿郷東分村一ヶ所椿村一ヶ所計四箇所(二ヶ所約五畝步)に肥料を交付し郡直接指導の下に密植園改良試験をなす

(8) 耕地整理獎勵

指定事務員の派遣及之々對する獎勵金一日七十錢交付前年の通り

(9) 畜業教師雇入獎勵

畜業教師雇入獎勵の爲め教師給料の内へ當業者より蟻量一匁に付金二十錢を支出せしめ不足額は全部郡より獎勵金を交付し來りしが大正八年度よりは當業者の支出額を蟻量一匁に付金三拾錢と改むること、なせり

(10) 山葵栽培獎勵

郡の調査せる山葵栽培適地へ試作をなさしむる場合には苗の運賃を交付す

(11) 長門筒製造獎勵

萩町若くは此附近の村に於て長門筒(紙燃製煙管差)の製造を獎勵し萩名物の維持に努めんとす

(12) 講習生、傳習生獎勵

- (ロ) 指定部落に對し蘭苗の無代交付
 (ハ) 指定部落に對し疊表、製織機購入に際し運賃補助(製織機購入に對しては縣より獎勵金あり)
 (ニ) 指定部落に對し疊表製造傳習開催
 (ホ) 製品を遠地へ移出販賣する場合には運賃補助(先年來指定せし模範部落へ對し教師の巡回指導の經濟上の比較調査をなさしむ)
 (3) 製炭傳習
 (3) 前年の通り一ヶ所を限り三十日教師を派遣して實地指導をなさしめ製炭者をして改良窯と舊慣窯との經濟上の比較調査をなさしむ
 (4) 脊蘭整理傳習
 (4) 町村若くは町村農會に於て脊蘭整理傳習開催の場合は郡より器具を貸付することは前年の通りなるも此運賃は郡より支出せること、せり
 (5) 柿樹改良獎勵
 (5) 柿樹改良の爲め優良種の穗木約四千五百本を無代配付
 (6) 品評會獎勵
 (6) 町村若くは町村農會聯合して物産品評會を開催す

山口縣農事試驗場講習部入場生に對し一ヶ月金四圓山口縣茶業傳習所入所生に對し一日金十五錢の獎勵金を交付す

(13) 郡農會補助

補助金一千百圓を交付す内金七百圓は經常費に対する補助金四百圓は徳佐蘭市場完成に對する補助なり

(14) 產牛、畜產組合補助

補助金三百圓を交付し佐々並へ定期家畜市場を設置せしむ

(15) 漁業組合聯合會補助

補助金三百圓を交付す内金一百圓は見島避難港調查に要する費金に充てしめ金二百圓は延繩漁業の餌料供給を圓滑ならしむる費金に充當せしむ

注意事項

一、上級學校入學生徒獎勵に關する件

二、青壯年團幹部養成講習會に關する件

三、麥飯獎勵の件

四、生牛供出の件

五、日本海員掖濟會々員募集の件

阿武郡報

阿武郡報

六、防長海外協會會員募集の件
七、山口縣農事試驗場講習部生徒募集の件

協議事項

- 一、町村吏員報酬給料増額の件
- 二、小學校教員給料増額の件
- 三、理科教授設備に関する件
- 四、報德會巡回講演に関する件
- 五、小學校教職員及町村吏員臨時手當増額の件
- 六、在鄉軍人軍服調製に関する件
- 七、軍隊慰問に關する件

表彰文

山口縣阿武郡明木村
山口縣阿武郡椿村

既往五箇年度以上毎期國稅完納ノ成績ヲ擧ケラレタ
ルハ納稅者ノ美風ニ因ルヘシト雖亦理事者ノ施設誘
導其ノ宜シキナ得タル結果ニシテ洵ニ他ノ模範トス
ルニ足ル仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正八年一月二十日

廣島稅務監督局長正五位勳五等今北策之助

國稅完納村表彰

廣島稅務監督局に於ては本郡内に於ける既往五ヶ年度以上毎期國稅の完納村に對し一月二十日萩稅務署内に於て表彰式を舉行せり其の榮を得たるは明木、佐々並、椿の三村にして明木村は大正元年度佐々並村は明治四十年度椿村は大正二年度より各村共毎期完納の實績を擧げつゝあり當日の表彰文左の如し

(參考資料中廣島稅務監督局管
内國稅完納市町村比較表參照)

憲法發布三十年記念祝賀會

二月十一日は我帝國憲法發布滿三十年に相當せるを以て萩、椿、東分、椿、山田の一町三ヶ村合同して萩明倫館講堂に於て盛大なる記念祝賀會を開催せしが時恰も本郡通常郡會開會中に在り議員一同之に參列し出席總人員四百二十餘名に及び甚だ盛會なりき當日郡長の朗讀したる式辭左の如し

式辭

維大正八年二月十一日萩崎内一町三村爰ニ合同計畫シ
紀元節ノ嘉辰ナ以テ大日本帝國憲法發布滿三十年祝賀
會ヲ開催ス抑帝國憲法ノ發布ハ實ニ
明治天皇登極ノ第二十二年二月十一日ニ在リキ恭シク
惟ルコ

天皇神聖獻哲ニマシマシ

皇祖皇宗ノ宏謀ニ遵ヒテ一系ノ寶祚ヲ繼ギタマヒ宇内
ノ公道ヲ明ニシテ一視ノ仁德ヲ弘メタマヒ乃チ斯ノ千
秋不磨ノ大典ヲ宣布シ億兆臣民ナシテ永ク奉體率由ス
ル所ナシラシメタマヒキ是ニ縗リテ考フレハ斯ノ憲法
ハ固ヨリ大政ノ維新ニ方リ世界ノ智識ヲ求メテ其文ヲ
成セリト雖モ謹ミテ其本質ヲ尋ヌレハニ

皇祖皇宗ノ洪範ヲ紹述シタマヘルニ外ナラス之ヲ約言
スレハ三十年前ニ煥發シタル帝國憲法ハ即チ開國以來
歷朝大典章ノ集成ニシテ其ノ發布セラルルヤ君民雍
睦和氣洋洋ノ間ニ於テシ彼ノ一種ノ民主國ガ上下反目
ノ餘ニ制定セルモノトハ年ヲ同ジウシテ語ルベカラズ
其盛事ハ

神武天皇ノ大業ニ比隆媲美スト謂フベシ果セルカナ其
發布ノ當初ニ於テ畏クモ

皇祖皇宗ニ誓ハセタマヒシ所及ビ億兆臣民ガ 聖旨ナ

奉體シテ奮勉淬勵セシ所風尚ハリテ百草ノ偃スガ如ク
雨施シテ品物ノ霑フガ如ク 王化益々廣ク 皇威愈輝
キ民力發展シ國風振張シ今ヤ帝國ハ太陽中天ノ勢ヲ以
テ宇内列強ノ間ニ雄視スルニ至レリ帝國臣民タルモノ
豈深大ノ意義ヲ以テ之ヲ慶賀セザルベケンヤ況ヤ此ノ
大典煥發ノ大業ヲ翼賛シテ匪躬ノ誠ヲ捧ゲシ名賢諸公
ノ多ク我山口縣ヨリ出デシカシテ此ノ萩城秀靈ノ氣實
ニ其忠盡ノ性格ヲ涵養シタルモノナルコトニ想ヒ列レ
バ今日ココニ會スルモノ自ラ感極リテ手ノ舞ヒ足ノ踏
ムトヨロナ知ラザルベキナリ恭シク惟ルニ
今上天皇陛下聖明允文尤武ニマシマシ昭ニ
先皇ノ洪圖ヲ繼ギタマヒデ大孝四表ニ光リ大ニ乾元ノ
至德ヲ履ミタマヒテ皇風六合ニ洽ク三千年ノ歴史唯是
時ナ最盛ナリトシ七千萬ノ蒼生ノ歡抃之ニ加フルモノ
ナシシカシテ世界ノ形勢ヲ顧レハ歐亞ノ戰塵漸ク收リ
テ國家ノ天職益々重キヲ加ヘ斯民ノ狀態ヲ察スレバ東
西ノ思潮交々動キテ進修ノ徑路愈々繁キヲ覺ニ是時ニ
當リテ帝國固有ノ國體ヲ忘レズ一舉一動ニ儆戒ヲ持シ
テ憲法ノ精神ヲ確守スルハ即チ現在及將來ノ國民タル
モノノ大責務ナリ庶幾クバ其大責務ヲ盡シテ 聖旨ニ
對揚シ天壤無窮ノ 皇運ヲ永遠ニ謳歌シ奉ラソコトヲ

是今日ノ慶賀ニ併セテ聊祝規ノ意ヲ寓スル所ナリ爰ニ謹
ンデ祝賀ノ要旨ヲ表白スルコト此ノ如シ

大正八年二月十一日

萩崎内一町三村合同

憲法發布三十周年祝賀會發企人總代

阿武郡報

◎衛生

■惡性感冒豫防

昨今地方によりては流行性感冒再燃すると共に其の病毐更に悪性を加へ死亡率も亦増加せる趣なるが今に於て之を撲滅するにあらざれば再び惨害を反覆するの虞なしとせず此際更に左記事項の勵行に努むると共に内務省にて各府縣の豫防心得を綜合せるものを抄録して参考に供す

記

- 一、流行地に於ては可成民衆の集合を避けしむること
 - 二、一般に呼吸保護器の使用を奨励し殊に患家其の他感染の虞ある場所に於ては必ず之を使用せしむること
 - 三、一般に含嗽を奨励すること
 - 四、頭痛發熱等身体に異常あるときは必ず速に醫師の診療を受け静養せしむこと
 - 五、患者は可成隔離し全治に至る迄は外出を遠慮せしむること
- △内務省に於て調査せられたる豫防心得
- 一、住家の内外を清潔に掃除し光線の射入を充分ならしむる様留意すること
 - 二、住家の内外を清潔に掃除し光線の射入を充分ならしむる様留意すること
 - 三、温暖の日においては可成戸障子を開放し新鮮なる空氣と日光とに觸れしむること
 - 四、学校寄宿舎工場等多衆の集合する場所に於ては殊に一層の注意を要す
 - 五、旅人宿舎等にして客なき間は必ず室を開放し日光を充分射入せしむべし
 - 六、掃除に關しては可成塵埃の立たざる様留意し滋布を以て擦拭し又は撒水の後掃除すべし
 - 七、衣服の清潔に注意し晴天の日は努めて衣服寝具等を日光に曝すこと
 - 八、衣服の清潔に注意し晴天の日は努めて衣服寝具等を日光に曝すこと
 - 九、一日に数回は衣服を換衣し日光に曝すこと
 - 十、衣服の清潔に注意し晴天の日は努めて衣服寝具等を日光に曝すこと

- 一、患者の嘔吐物は之を別に特にし留意して清洗し其の鼻口に軽く被ひ唾液鼻汁等の泡沫を飛散せしめざる様注意すること
- 二、患者用食器は之を別に特にし留意して清洗し其の汚水は下水以外に混入せざる様注意すること
- 三、患者の咯痰鼻汁を拭ひたる紙片等ば焼却するか或は少許の消毒薬液（已ひを得ざる場合は普通の水にても可なり）入れたる唾壺其他一定の容器に納し糞池に放棄すべし
- 四、唾壺其他不潔なる容器に觸れたる手指は消毒薬液又は石鹼を用ひ能く洗ふ可し
- 五、患者全治後其病室及病毒汚染の虞ある物件は醫師の指示に従ひ可成消毒すること已ひを得ざる場合は病室を開放し充分日光の射入を圖り濕布を以て拭ひ洗濯し得べき物は洗濯する等其の清潔保持並に乾燥に努むること

- 一、患者は可成日光射入良好なる別室に隔離し看護人を一定し猥りに他の健康者を病室に入らしめざること
- 二、頭痛發熱咳嗽其の他身體に異常ある時は必ず速に醫師の診療を受け静養すること
- 三、風邪を輕視し賣藥治療に委ね或は外出し又は身體を勞する者に肺炎を惹き起すことを多きに依り注意すること
- 四、看護人は必ず呼吸器（「レスピラトール」又は「マス

◎ 學事

□ 武道に關する講演會

大日本武德會武道範士二宮久氏は一月十三日より縣下各地中學校及青壯年團劍道寒稽古狀況巡視中なりしが同二十六日來萩翌廿七日午前六時より萩中學校劍道觀察をなし午後一時より萩附近萩、明木、川上、大井、三見、山田各町村の青年團員を明倫講堂に集め劍道觀察後一場の講演をなせり其の要領左の如し

余は是れより諸君の寒稽古を視察せし結果につき注意と希望を述べんとす余は本月十一日より各地寒稽古の状況を視ること三十ヶ所以上にして毎朝早さは午前四時過ぎも六時より始まり此の七十の老體も大に寒氣と戰ひたるが抑も寒稽古の目的は決して藝道を上達せしむる爲めにあらずして特に嚴寒の時期を選び之を爲すは僅か二三分間に於て最も元氣能く火の出る程鬪ひ以勇壯なる氣象を養成すると共に心身の鍛練をなすにあり十分二十分の長時間を悠然として稽古するあらば何ぞ嚴寒の時機を選ぶに及ばんや當に花の三月を選ぶべ

し諸君本日は此の神聖なる明倫講堂に於て稽古をなせしが道場の神聖を保つことの大切なると共に武道は禮儀を守らざるべからず禮儀なき武道は恰も無心の人形の稽古と同じ武道は禮に始まり禮に終らざるべからず而して道場に三種の禮あり第一は神靈に對する禮即ち伊勢の皇祖大神に對し奉る禮にして第二は師に對する禮第三は相互に對する禮なるが之等の禮行はれざるときは武道と云ふべからず本日諸君の稽古に於ける服装を見るに或は下ズボンをうがてる者或は胴着の重着をなせる者或は常用の襦袢の儘稽古せしものありしが何れも武道の精神を知らざるものと云ふべし殊に常用の襦袢を用ゆるは之れが爲め健康を害することありて却て寒稽古の目的を謬るに至るは慎まざるべからず大日本帝國を擔つて今後世界に雄飛せんとする青年の元氣は國家の元氣なり寒稽古は寒氣に打勝つ氣象を養ふにあり殊に當萩地は他と異なり維新の際國事に奔走せし名士の出身地にして其の多くは明倫館の出身なり其の相續者たる諸君は大に奮勵し以て元氣を鼓舞せざるべからず次に道具の着方に付き述べんに凡そ道具の着方には六つの順序あり學校の教員及び生徒は殊に注意せざるべからず今其の順序を云はんに第一垂れ第二脇

□ 海軍志願兵検査成績

本年徵募の海軍志願兵検査は豫定の如く本月十二十三日郡會議事堂に於て同十五日地福村小學校に於て施行せられたり本年度の志願者は郡全体を通じ九十七名にして受檢者九十一名の内合格したる者六十四名合格歩合七〇、三%を示せり今之を前年に對比するときは志願者に於て四名受檢者に於て三名を減じたるも合格者は前年の六十七名に對し本年は六十四名にして即ち前年の六〇、六%に對し本年は七〇、三%の好成績を挙げたり從つて前年に於ける本郡検査成績は本縣下の第十位なりしが本年は一躍して第二位の好成績を占むるに至れり近時郡内各村に於ける青年補習教育と体育向上の結果合格者年を逐つて多數なれば大に意を強ふする所なり今本縣下各郡の成績及郡内各町村別成績を摘錄して参考に供す(参考資料参照)

□ 陸軍士官候補生志願者

大正八年度召募に係る陸軍士官候補生其の他志願者左の如し

◎ 兵事

を當て後の紐を結び第三脊の緒を締め胴着の皺を起し姿勢を正す第四手拭をしめ第五面を付け第六籠手をなし以て元氣、姿勢、動作を整ふべきものなり本日諸君の試合を見之を忌憚なく言へば其の多くは藝八分に精神二分の感あり劍道を學ぶの精神何處にありや殊に平時は無劍にあらずや山岡鐵州先生は無刀流と云はれたり約言すれば武道は藝能的のものにあらずして精神の涵養を主とするものなり

又本日竹刀の表裏を區別せず使用せる人ありしが是又注意せざるべからず竹刀はつり糸のある方刀の脊に當るを以て持ち出づるときは弦を下にし構には之れを上にするものなり而して竹刀には節五つありこれ仁義禮智信の五常に則れるなり故に竹刀は最も大切に爲さざるべからず

當地余の出生地なるを以て余は特に余の精神の存する所を披瀝し諸君の爲めに注意する所ありたるものなりるものなることを忘れざらんことを希望す

阿武郡報

第三十一號

軍事救護受教者

本邦内現役軍人下士卒の家族にして大正七年十二月一日以後軍事救護法に依り救護を受くるもの左の如し

卷之三

卷之二

正八位 中野貞介

町村吏員異動

大正八年二月六日就職
紫福村助役 岡重治新任

卷之三

阿武郡報

第三十一號

□ 陸軍滿期除隊兵成績

大正七年十一月陸軍滿期除隊兵の成績左の如し

二四

參考資料

阿武郡報

第三十一號

小學教員異動

新任の部		新任月日	校名	俸	給	職名	氏名
同	一月八日	多磨	七、	上	准訓導	佐々川正彦	
白水倫	明水倫	篠生	八、	上	訓導	境 ノラ	
訓導	退職月日	大島	九、	下	同	松永サツキ	
池上	校名	十一、	下	准訓導	佐伯 敏助		
しのぶ	職名	下	准訓導	森田 岩			
氏名	氏名	廣石 鐵多					
退職の部		轉任月日	轉任校	俸	給	舊任校	職名
同	一月廿三日	白水	八、	下	明倫	黒川有信	
高俣	明倫	八、	下	明木	同	小柳京介	
二月十三日	十、上	木間	同	上野マス			

(二六)

實業輔習學交教員異動

新任月日	校名	俸給	職名	氏名
一月八日	篠生	兼	訓	境
一月十日	山田	兼	訓	松永 サッキ
同 日	多磨	兼	囑	山縣
一月二十日	大島	兼	同	芳 藏
一月廿二日	生雲	兼	同	長谷川 正介
一月廿七日	福田	兼	同	宮 内 只 助
同 日	椿東	兼	訓	藏 貫 ツル
二月七日	同 同	兼	囑	安富久太郎
同 同	同 同	兼	託	里 人
同 同	同 同	兼	導	吉 英
同 同	同 同	得	心	荒木 義
同 同	同 同	准	導	上村
同 同	同 同	訓	心	市原
同 同	同 同	導	心	里人
同 同	同 同	心	心	吉英

小學校裁縫科正教員タルコトヲ免許ス
修身科、國語科、算術科、實業補習學校頭書學科目ノ
教員タルコトヲ認可ス(一月二十七日)
末田今治
伊藤源四郎
修身科、國語科、算術科、實業補習學校頭書學科目ノ
教員タルコトヲ認可ス(一月二十九日)

阿武郡報

第三十一號

多越持大篠三木篠下福佐鈴立宇長高椿明
ケ 小々野 磨濱坂島目見間生川並川野瀬西木

九九、二二
九九、一二
九八、六四
九八、〇一
九八、九五
九八、二〇
九七、九一
九六、七八
九七、一〇
九六、三五
九七、二六
九六、〇三
九六、二六
九六、〇三
九六、二六
九六、三三
九六、二五
九六、八七
九六、二六
九六、三七
九六、二六
九六、六八
九五、二八
九六、五五

九九、〇四
九九、九五
九九、二六
九八、五五
九六、七五
九八、二五
九七、九一
九六、七八
九七、四八
九六、八三
九七、五六
九六、七三
九七、〇五
九六、二六
九六、三七
九六、二六
九六、八三
九六、六八
九六、二八
九六、五五

九九、一二
九九、〇四
九八、九五
九八、二五
九七、九二
九七、八九
九七、三四
九七、三八
九七、一九
九六、九五
九六、七八
九六、七七
九六、五九
九六、三二
九六、三一
九六、二七

學校名

男

女

計

本

順

月

前

位

月

一、町村立小學校尋常科兒童出席步合表

一月分

目次

一、町村立小學校兒童出席步合表

二、廣島稅務監督局管內國稅完納市町村數比較表

三、大正八年度阿武郡內海軍志願兵合格者學力成績表

四、大正八年度山口縣內海軍志願兵檢查成績表

五、大正八年度山口縣內海軍志願兵合格者學力成績表

六、阿武郡米產額表

七、阿武郡ニ於ケル麥原種配付計劃ニ基ク成績施表

阿武郡報

第三十一號

阿武郡報

第三十一號

男	女	計	本	順	月	前	位
九七、一七	九四、八七	九六、一二	二〇	二	一九	一九	四
九五、〇七	九七、一四	九六、〇七	二三	二	一九	一九	三
九六、六五	九五、二七	九五、九六	二四	二	一九	一九	二
九五、六〇	九五、三三	九五、五〇	二三	二	一九	一九	一
九五、四二	九五、四六	九五、四四	二四	二	一九	一九	零
九五、九七	九四、七二	九五、三六	二一	一	一九	一九	九
九五、六一	九四、九九	九五、三〇	二六	一	一九	一九	八
九七、一二	九三、二七	九五、二四	二七	一	一九	一九	七
九四、五二	九四、六三	九四、五七	二六	一	一九	一九	六
九三、三五	九五、三〇	九四、三八	二五	一	一九	一九	五
九五、三四	九三、〇八	九四、二〇	二四	一	一九	一九	四
九三、六八	九四、六四	九四、〇七	二三	一	一九	一九	三
九四、八六	九一、八〇	九三、二七	二九	一	一九	一九	二
九三、九五	九二、三八	九三、一三	二八	一	一九	一九	一
九六、〇八	八九、九九	九三、〇五	二七	一	一九	一九	零
九三、七一	九〇、一一	九二、九二	二一	一	一九	一九	九
九四、四一	九〇、三三	九二、四三	一七	一	一九	一九	八
九三、五一	九一、〇〇	九二、〇〇	一九	一	一九	一九	七
九二、八三	九一、〇三	九一、〇〇	一九	一	一九	一九	六
九〇、四六	九一、五五	九一、〇〇	一九	一	一九	一九	五
九〇、八三	八八、八八	九一、〇〇	一九	一	一九	一九	四
九〇、四六	三八	三七	二九	一	一九	一九	三
九〇、九五	三七	三六	二八	一	一九	一九	二
九一、五五	三五	三四	二七	一	一九	一九	一
九〇、八三	三六	三三	二六	一	一九	一九	零
九〇、四六	三八	三七	二五	一	一九	一九	九
九〇、九五	三八	三六	二四	一	一九	一九	八
九一、〇三	三二	三五	二〇	一	一九	一九	七
九一、〇〇	三二	三七	一九	一	一九	一九	六
九一、〇〇	三八	三六	一九	一	一九	一九	五
九一、〇〇	三八	三七	一九	一	一九	一九	四
九一、〇〇	三八	三六	一九	一	一九	一九	三
九一、〇〇	三八	三七	一九	一	一九	一九	二
九一、〇〇	三八	三六	一九	一	一九	一九	一

阿武郡報

第三十一號

廣島縣計四三二一九三一年一月調										署名	二廣島稅務監督局管內國稅完納市町村比較表
庄原次中	府山道	福山條田	尾山部	吉縣	吳可	廣島	署名	市町村總數	續五年以上繼上	功勞顯著ナル個人體市町村總數=對割合	
比雙郡	甲神蘆郡	沼深福郡	豐世御尾郡	賀高山	安安吳	佐廣島	郡市名	市町村總數	續五年以上繼上	功勞顯著ナル個人體市町村總數=對割合	
婆三郡	奴石品郡	隈安山郡	田羅調道郡	茂田縣	佐藝郡	伯島郡	郡市名	市町村總數	續五年以上繼上	功勞顯著ナル個人體市町村總數=對割合	
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	市	市	市	
三八〇	二二〇	三三〇	四一三	三九〇	二二〇	二八一	四二一	一〇五	二一五	一一八	
一〇五	八二四	五二一	七一七	一五	一六一	一二六	二三一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
四、四八	四、八八	六、九七、六五〇	五、三〇八	三、〇二六七〇	三、〇二六七〇	二、八七、八四	五、六〇一	五、六〇一	五、六〇一	五、六〇一	

阿武郡報

卷之二

阿武郡報

第三十一號	松江	鳥取	二米倉八鳥 部子吉頭取	岡山	英津久新高笠玉 田山世見梁岡島
能八松 義東江 郡郡市	縣計	日西東八氣岩鳥 野伯伯頭高美取	英勝久苦真阿川上後小淺 田田米田庭哲上房月田口	縣計	吉都兒上邑和赤御岡 備窪島道久氣磐津山
一三一 六六一	一九三	二〇四四三二二一 六六〇七三一	四〇二	一一二二三一七九五六三五三 八三三一七九五六三五三	
四五一	三八	八一二二二八七一	九六	三七七六二二三一八二四	
一一一	一	一一一	一	一一一	
一一一	二	一二一	一	一一一	
二四、 五一 〇六一	二、 〇〇二	四、 〇〇二	二、 〇〇二	三、 〇〇二	二、 〇〇二

阿武郡報

第三十一號	倉味瀬岡 大	山口	萩深下厚山三德岩屋 田	署名
能八松 義東江 郡郡市	縣計	縣計	川關狹口尻山國代	郡市名
三一 一九	二二 三四〇	一二 八四〇	三一 三一	一大豐下美厚吉佐都熊玖大
二六	二七 九	一一 三六〇	二二 四	武津浦關禰狹敷波濃毛珂島
五八	一四 七一三四七一	一 三二〇	五六 七四三六四八五六	郡郡市郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
二	一一一	一一一	一一一	
八	一七 一	一七 一	一七 一	
二六五	一八 一	二六 六六	一、 二	五、 一、四二

(六)

續完納町村繼
上完納町村以
公務員顯著ナル個人團體市町村總數ニ對スル
功勞員又ハ個人團體市町村總數ノ割合

阿武郡報

小彌須福宇奈大紫福吉高嘉徳地生篠川佐明三山椿
田々
川富佐賀郷古井福川部侯年佐福雲生上並木見田

六二二三二三五六六三 | 二三三四 | 一二六〇三四

六二二二三五五六三|二二三四|一二五九二四

五二十一二二三三六三一三四一二四五十四

一 一 一 一 一 一 一 一
八〇、三〇 | 五〇、六〇 | 六〇、六〇 | 六〇、六〇 | 六〇、六〇 | 八〇、五〇 | 八〇、五〇 | 八〇、五〇 |

阿武郡報

阿郡報武

第三十一號

市別	志願人員	受檢人員	合格人員	四、大正八年度山口縣內海軍志願兵檢查成績表	
				見合	田萬島崎
下阿大豐厚美吉佐都熊玖大 關武津浦狹禰敷波濃毛珂島	一〇九二	九一	九二	一〇九七	一二二
二三五	八四五	八一五	五一四	一九一〇	二三二
二二五	二二五	二三二	一三四	二五五	二四
二五	二五	二四	一三三	二五五	一三三
二四	二四	二三三	一五六	二六一	一六一
二三	二三	二二三	一五八	二六二	一五八
二二	二二	二二二	一五四	二六二	一五四
二一	二一	二一	一三四	二七〇	一七〇
二〇	二〇	二〇	一四五	二八〇	一八〇
一九	一九	一九	一四九	二九一	一九一
一八	一八	一八	一四九	二九一	一九一
一七	一七	一七	一四九	二九一	一九一
一六	一六	一六	一四九	二九一	一九一
一五	一五	一五	一四九	二九一	一九一
一四	一四	一四	一四九	二九一	一九一
一三	一三	一三	一四九	二九一	一九一
一二	一二	一二	一四九	二九一	一九一
一一	一一	一一	一四九	二九一	一九一
一〇	一〇	一〇	一四九	二九一	一九一
九	九	九	一四九	二九一	一九一
八	八	八	一四九	二九一	一九一
七	七	七	一四九	二九一	一九一
六	六	六	一四九	二九一	一九一
五	五	五	一四九	二九一	一九一
四	四	四	一四九	二九一	一九一
三	三	三	一四九	二九一	一九一
二	二	二	一四九	二九一	一九一
一	一	一	一四九	二九一	一九一
合計	九一	九二	九三	九四	九五

五、大正八年度山口縣內海軍志願兵合格者學力成績表

備考	計	市區分	高卒程度		尋卒程度	尋四程度	尋二程度	合 格 人 員
			以九〇上點	同 %				
一、表中高卒ハ高等小學校卒業尋卒ハ尋常小學校卒業ヲ示シ得點數ニ依リ認定シタルモノトス	二〇七	下阿大豐厚美吉佐都熊玖大 關武津浦狹禰敷波濃毛珂島	六七	一六	三九	三〇	一	四六、一
	四〇三	二七	二三	二一	一六	五〇、〇	一	四六、一
	一一〇	五七、一	四二、二	二五、〇	二七、三	四五、七	一	四六、一
	二一三	一五	一〇	一〇	一六	二五、四	三	三〇、八
	八〇	二三、四	二〇、八	一五、一	一八、〇	二九、四	二	三〇、八
	一五五	一八	四五、九	一五	一〇	一三、四	九	一
	五〇	一四、三	二二、五	三三、三	二四、六	三〇、三	一	六、七
	九七	一八	二八、四	四二、四	六二	二九	一	七、七
	六七	一四、三	二二、五	一六、七	一五、〇	一〇、三	五、七	六、七
	一三二	一六	二四、六	二二	一〇	四六、九	二	一五、四
	五一四	一四、三	一六、七	八、三	一八、二	二五、八	一	一五、二
	六三一	一四、三	一六、六	一六、七	一五、〇	一〇、三	五、七	一五、四
	五一四	一六	二四、六	二二	一〇	四六、九	二	一五、二
	六三一	一四、三	一六、六	一六、七	一五、〇	一〇、三	五、七	一五、二
	一三二	一六	二四、六	二二	一〇	四六、九	二	一五、二
	五一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三

第三十一號

(二二)

(二〇)

阿武郡報

第三十一號

六、阿武郡米產額表

大正七年度

大	紫	福	吉	高	嘉	德	地	生	篠	川	佐	明	三	山	椿	萩
井	福	川	部	侯	年	佐	雲	生	木	見	田					

并福川部侯年佐雲生木見田

一、一三九石	二、二二、八八〇	三、三六五	四、四、八七一
五、〇三〇	九三、一三一	三、二〇〇	一三六、四八〇
二、二八一	一二一、四九五	三、三一〇	一一二、四九五
一、七八、八	一三三、二四〇	五、三一八	一一三、二四〇
二、三六、四	二一四、一三〇	六、六七六	二二四、一五二
三、五七、〇	二八二、九一六	五、六八一	二五一、六一六
四、八三、一	一、二七一	七、二九一	二八二、九一六
二、一〇、八	四、八二二	二、八〇九	一、二七一
二、九〇、〇	五、〇四四	五、六七六	四、八二二
四、八三、一	六、三八六	六、六八一	一、二七一
四、〇七、〇	九、〇〇四	七、二九一	四、八二二
四、三〇、〇	五、三八六	二、八〇九	五、〇三一八
四、九四、〇	六、二四〇	一、二七一	一、一三九石
五、五一、二	四、四五六	四、八二二	二、二二、八八〇
四、八〇、〇	一、九七、一	五、〇三一八	三、三六五
一、九七、一		六、六八一	四、四、八七一

前	奈	宇	福	須	彌	小	田	六	田	萬	田
計	見	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島
年	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎	崎
	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
	富	富	富	富	富	富	富	富	富	富	富
	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐	佐
	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀
	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古	古

七、阿武郡ニ於ケル麥原種配付計劃ニ基タ実施成績表

大正七年度

第一 次 積 生 產 種 子 合 計	第二 次 積 生 產 種 子 合 計	第三 次 積 生 產 種 子 合 計	第四 次 積 生 產 種 子 合 計	第五 次 積 生 產 種 子 合 計	第六 次 積 生 產 種 子 合 計	第七 次 積 生 產 種 子 合 計	第八 次 積 生 產 種 子 合 計	第九 次 積 生 產 種 子 合 計	第十 次 積 生 產 種 子 合 計	第十一 次 積 生 產 種 子 合 計
五九〇〇	三、三五〇	八、六九九、〇	八、七〇七、四	二〇二、五	五、四	二六二、五	三二二、五	三五八、七	四六九、〇	一五三、〇
三、二五〇	三〇九	一四六、五八七	一二二、九二三	一三二、九二三	一、二六四〇〇	六一、〇一〇	三、一七九、〇二五	四、七六七、二七七	九五、五二八	一九九、一五〇
八										

第三十一號

(13)

阿武郡報

A4L

(12)

阿武郡報

一、節制、昏迷するに至るまで、飽饑すること勿れ、酩酊するに至るまで痛飲すること勿れ。

一、沈黙、己れに益あり又は人に益ある事にあらざれば言ふこと勿れ、無益の對話を爲す勿れ。

一、順序、事物に皆次第を定め、事を行ふに各々順序を以てすべし。

一、確志、己の爲すべき事は、必らず之を爲すと決し、一旦決したる所は、必ず之を遂ぐべし。

一、節儉、己の爲め人の爲め、財と有益の事にのみ用ゐ、必ず之を無益に費す勿れ。

一、勤勉、光陰を無益に過すことなく、常に必ず有益の事を勉むべし、不安なる行爲は總て之を廢せよ。

一、誠實、人を欺く事なく、思惟言詞共に誠を以てすべし。

一、正義、人に損害を加ふること勿れ。己の施すべき恩恵は、之を人に與ふるを怠る勿れ。

一、溫和、性情の度に過るを防ぎ、人を恨むの念を制止すべし。

一、清潔、衣服、身體、家屋を不潔になす勿れ。

一、職業を有するは財産を有するなり。

一、世に敵なし。

阿武郡報第三十一號 大正八年二月十五日發行 ◎大正六年十二月十九日第三種郵便物認可 ◎毎月一回十五日發行 一部代價金拾錢